

昭和三十二年度経費支出並に歳入徴収要領

第一科 目

一 別冊昭和三十三年度第一復員局一般會計歳入歳出科目表  
附解説に據る

第二 歳入徴収官支出官

二 歳入徴収官支出官は第一復員局経理部長とする

第三 豫算の令達資金の前渡

三 第一復員官署に於て必要とする経費は左の區分により令達  
する

區分

新 局

一 復員廳官署長に要する経費

二 第一復員局に要する経費

三 留年業務局に要する経費

第一復員局文書課

留年業務局

船舶修繕整理部に専する経費……………船舶修繕整理部

六 復員連絡局 同所轄支前上陸地

支前に専する経費但し上陸地支

前迄に於て必要とする在外部隊費と

除く

………當該復員連絡局

同支前上陸地支前

四 在外部隊費及死没者給與費に係る経費は支出官管理予

算として第一復員局経理部長に一括令達するものとす

要資金と在の区令に依り前渡す

地方世話部に於て必要とする分……………當該地方世話部

上陸地支前に於て必要とする分……………當該上陸地支前

五 豫算は年度開始に於て算定を各自別一紙に特示するものは即

別令達するものとす。………情況により区令令達すること

あり

六 豫算の各目間の流用は予め第一復員局長の認可を経ねば  
ならない。

七 豫算の増額申請は左記に依る。

一 豫算の令達を受けその令達額が対し不足を生ずる見込の  
ある場合は豫算令達後二ヶ月以内の上申するものとする。

二 年度途中に於ける編成改正其の他の事由に依り特に経費  
の増加を要し令達豫算額にて支辨し得ない場合は其  
の都度事前の上申するものとする。

三 編成改正等により減額を當然とする場合は復員局にて  
減額の申請をする。

前二の増額申請は豫算増額計算書(様式第一二)に  
依る。

1. 前渡資金は左記に依り支出官に付して請求する

2. 第三指の経費は毎月、所費額に就き様式第三の「前渡資金請求書」に依り前月十五日迄に請求する

3. 第四指の経費中在外部経費は四日以降毎三ヶ月の所費額に就き様式第三の「在外部経費前渡資金請求書」により死没者給與費は毎月、所費額に就き様式第四の「死没者給與費前渡資金請求書」により前月十五日迄に請求する

4. 前三項の請求は支拂請求票に添付するものとする

5. 4. 1. 2. 項の「前渡資金請求」に當り教科目に過不足のある場合は今達算の範囲に於ける限り繰上流用と行ふ

6. 4. 1. 2. 項の場合には必ず「前渡資金請求書」に添へる「前渡資金流用申請書」を提出し承認よりなる後流用となすこと

7. 前渡資金前渡官更は特に多額の資金を保有しなすべから

可い事情が予見出来る場合は他の通常の所集の三日分以内限り現金を手許に保管をすること出来る

各廳はその出納官吏の手許保管現金の最高限度を定め、復興尚經理部長に通報しなすべし

#### 第四 決算整理

十資金前渡官吏は毎月各廳別に出納計算書を調製し、該簿書類を添へ翌月二十日迄に到着すること、第一復興尚經理部に送付するものとす

#### 第五 資金前渡官吏及收入官吏の設置

十第三條第四條の部に資金前渡官吏を置き、收入官吏を兼掌せしむるものとす

#### 第六 報告

十三第一條より豫算の令達、十資金前渡官吏を受け、官署

一は第一復員局に對して左の定期報告を提出し令け付けらる

イ 月別收入諸額調書

様式第五

ロ 月別支拂者類及前渡資金等額調書

様式第六

ハ 在外部隊費前渡資金現在高連報(電報)等(毎月十五日)

イ 又項の調書中未々各様式の備考に記載された要目に

つき電報に毎週月五日までに報告せらるる

十三支出是の調書及表出設計書の調製と履行は別に示す

### 第七 附則

由臨時軍事費特別會計の決算續中整理未了の爲一般會計

に組入して保五年整理十二年度時昭和二十二年三月(復第五

ノ八條の規定をその経過適用す

十五前條を除き(復第五ノ八條)之を廢止す

様式第一

繰上増額計算書

官署名

目	社		計
	合	理	
	繰上増額	支拂額	増額請求額
		将来支拂額	

増額を要する理由及びその算出基礎

(増額を要する理由順多に付したるものは過剰額と記載すること)

(注意)

増額を要する目のみならず他の科目全般に亘り予算の現況を明らかにすること

0924







何月分死没者給與費前渡資金請求書

年 月 日

官署名  
 資金前渡官更氏名  
 又 埶請求票第 号  
 (印)

金

行政部費 復員費		部 款 項		目		節		前月迄 受領額		前月未 残高		本所要額		差引 請求額		備 考	
旅費	手當及給與金	旅費	手當及給與金	死没者給與費	死没者給與費	死没者給與費	死没者給與費										
役務費	死没者給與費	死没者給與費	死没者給與費														
消耗品費	死没者給與費	死没者給與費	死没者給與費														

但し 月分所要前渡資金とす

(注意)  
 備考欄には所要額算出の基礎となる人員数を記入のこと。

様式第五

何月分収入済額調書

収入官署名  
氏名

目	項	款	部	科	
				目	区分
				各項別	内 譯
				前月迄収入済額	
				本月分収入済額	
				計	
				備	要

備考

1. 本調書は四月を起算として調製する。  
2. 電報による事前報告の場合に於ては各自別に本月分収入済金額のみ報告のこと。

様式第六

何月令支拂濟額及前渡資金残額調査書

貸金前渡資金氏名

節	目	項	款	部	支拂濟額		前渡資金残高	
					前月迄支拂濟額	本月支拂濟額	前月末残高	本月受入額

備考

電報による事前報告の場合には各項毎及別に在外部隊費、死没者給與費の本月令支拂濟額及本月末残高を報告すること。